

群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業
入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)
(入札参加表明書等の提出に関する質問を除く)

群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業入札説明書等に関して、令和5年(2023年)12月27日までに寄せられた質問に対する回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。

入札参加表明書等の提出に関する質問は令和6年1月19日に公表した回答(No.1~20)を参照してください。
質問は原文のまま掲載していますが、明らかな表記の誤りと判断された箇所について、一部修正しています。

令和6年1月

群 馬 県

入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）（入札参加表明書等の提出に関する質問を除く）

No	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第	数	数	○数	加		
1	入札説明書	特定事業に関する事項	2	1		(9)	②		「市管理区域及びその他周辺施設の管理者等と適宜連絡・調整を行い、敷島エリアの活性化に寄与すること。」とあるが、現在、連携を図るための定期的な会議体等がありますか？また、その場合主催者は誰になりますでしょうか。	現在、連携を図るための定期的な会議体等はありません。今後、県や公園指定管理者を中心に連絡・調整の機会を設けることを想定しています。
2	入札説明書	事業範囲	2	1		(11)	①	ア	「・設計及びその他関連業務（国庫補助金申請図書作成補助等含む）」とございますが、本事業においてご想定されている国庫補助金の名称や内容についてご教示いただけますでしょうか。	国土交通省の社会資本整備総合交付金（都市公園事業）です。
3	入札説明書	運営・維持管理に要する光熱水費	4	1		(12)	①	ウ	本施設の運営及び維持管理業務に係る対価（光熱水費を除く。）とありますが、光熱水費においては本事業の運営・維持管理費用に含まれないという認識でよろしいでしょうか。光熱水費についての貴県の考えをご教授ください。	光熱水費は、本事業に含まれます。入札説明書P.4の第1(12)①工「運営・維持管理に要する光熱水費」をご確認ください。
4	入札説明書	利用者から得る利用料金収入	4	1		(12)	②	ア	「事業者は、県から認められた利用料金の考え方の範囲で利用料金収入を得ることができる。」とありますが、本選定プロセスにおける落札者決定をもって入札提案時の利用料金の考え方は県から認められたと考えてよいでしょうか。	要求水準書別紙21「利用料金及び減免基準の考え方」に記載のとおり、例えば、「個人利用の利用料金は、本施設が県民の健康増進・スポーツ振興のための公共の施設であることを踏まえ、近県同規模施設の利用料金や提供されるサービスの水準等を勘案して提案すること」としており、この考え方に基づく提案を求めるほか、利用料金は群馬県議会の議決を踏まえた県立公園条例の改正手続きが必要となります。
5	入札説明書	自由提案事業により得られる収入	4	1		(12)	②	イ	「県から本事業の目的に合致すると認められた範囲内において、自らの提案により自由提案事業を実施」とありますが、本選定プロセスにおける落札者決定をもって入札提案時の利用料金の考え方は県から認められたと考えてよいでしょうか。	自由提案事業の料金設定については、要求水準書P.56に示すとおり、「本施設が公の施設であることを踏まえ、また、周辺の民間施設で提供される類似サービスと比較して乖離ある料金とならないよう配慮すること。」としております。落札者決定をもって料金設定を県が認めたということにはなりません。
6	入札説明書	事業期間終了時の施設性能	5	1		(15)			「本施設の全てが要求水準を満たす性能および機能を発揮でき、損傷がない状態で県へ引き継ぐこと。」とありますが、法改正や技術指針等の変更を含む事業者にとって想定外となる事項については、県の費用負担によると考えてよいでしょうか。	法改正や技術指針の変更によるものについては、事業期間終了時の施設性能の対象外とします。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	第	数	数	○数	冊		
7	入札説明書	実施方法の通知	14	3	3	(4)	⑤	競争的対話の参加者について、「当初参加を希望した者以外が参加することは認めない」とありますが、参加者の変更が認められない理由をご教示ください。	競争的対話は厳正な入札手続きの一環として行うものであり、また、本事業は、本県にとって重要なものであるとの認識のもと、入札参加者側においても、責任ある方の参加を求める趣旨でこの規定を設けております。 なお、質問No.8の回答も参照してください。	
8	入札説明書	実施方法の通知	14	3	3	(4)	⑤	競争的対話の参加者について、「当初参加を希望した者以外が参加することは認めない」とありますが、体調不調等により参加できない事態も予想されるため、人数制限の範囲内であれば、当初参加を希望した者以外が参加することをお認め下さい。	競争的対話参加申込書を修正し、参加者の記載を20名までとします。当日は、その中から15名以内の参加としてください。	
9	入札説明書	対話による共有認識事項・質問回答等の通知	14	3	3	(4)	⑥	「ただし、入札参加グループの提案、ノウハウ等に関わり、入札参加グループの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるもの」の判断について、県は公表前に公表内容について入札参加グループの了解を得るものと考えてよろしいでしょうか。	競争的対話については、様式1-3-2「競争的対話の議題」に示すとおり、「公表可否」欄を設けております。「公表可否」欄にて「×」とした議題については、原則として非公表としますが、競争の公平性の観点から公表することが望ましいものについては、公表前に公表内容について了解を得ることとします。	
10	入札説明書	回答方法	14	3	3	(5)	④	「ただし、入札参加グループの提案、ノウハウ等に関わり、入札参加グループの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるもの」の判断について、県は公表前に公表内容について入札参加グループの了解を得るものと考えてよろしいでしょうか。	「入札参加グループの権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると考えられるもの」の判断は、県が行います。	
11	入札説明書	提案限度額について	16	3	3	(8)		記載の「提案限度額」は、公共工事の品質確保の促進に関する法律に準じて、適正に算定された「予定価格」と同様との認識で宜しいでしょうか。 同様でない場合は、予定価格の算定との違い、及び算定根拠をご明示ください。	本県では規定により予定価格の事前公表は行っていないため、契約の上限額として「提案限度額」を公表しています。なお、提案限度額の算定にあたっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律に準じて適正に行っています。	

No	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	第	数	数	〇数	か		
12	入札説明書	提案限度額について	16	3	3	(8)			<p>上記「提案限度額」が公共工事の品質確保の促進に関する法律に準じて、適正に算定された「予定価格」と同様の場合、提案限度額（予定価格）の基となる以下をご明示ください。</p> <p>①仕様書及び設計書、図面</p> <p>②周辺土地の利用等を含む施工条件、調査等の実施状況と結果</p> <p>③提案限度額を算出する際に、根拠とした労務及び資材等の取引価格はいつ時点のものでしょうか。年月でご回答願います。</p>	提案限度額の元となる情報は提供できません。
13	入札説明書	提案限度額について	16	3	3	(8)			<p>施工条件に関する建設発生土及び地中情報について、土壌調査等は実施されていますでしょうか。</p> <p>実施済みの場合、公告されている入札説明書等に限らず、実施している調査内容及び調査結果報告書等をご明示ください。</p>	土壌の分析調査は実施しておりません。そのため、現時点で把握している情報は要求水準書P7(4)に記載のとおりであり、新規に公表する資料等はありません。
14	入札説明書	提案限度額について	16	3	3	(8)			<p>建設発生土について、「提案限度額」に含まれる発注者が想定する以下の建設発生土等についてご明示ください。</p> <p>①工事における建設発生土の有無</p> <p>②同一現場内での利活用に必要な情報（流用土の使用を明示する等）</p> <p>③場外搬出の場合の受入場所、受入れ可能量（工事間利用の受入れ工事箇所、仮置場、土砂処分場等）</p> <p>④場外搬出の場合の受入場所までの距離、時間</p> <p>⑤その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報等</p> <p>⑥複数箇所を受入れを想定している場合は各々の処分場における上記問</p>	<p>①有り</p> <p>②同一現場内での利活用は想定しておりません。</p> <p>③現時点で具体的な搬出先は指定できませんが、建設発生土処分時点において、県内の適切な処分場の指定を予定しております。</p> <p>④未定</p> <p>⑤建設発生土処分時点において、情報提供いたします。</p> <p>⑥③同様</p>
15	入札説明書	提案限度額について	16	3	3	(8)			<p>上記、明示が無い場合、建設発生土等の施工条件について、事業者の提案によるものと想定されますが、提案（想定）する施工条件と実際に工事現場の状態が一致しない等の場合は、必要に応じて設計変更対象とし、請負代金額や工期の変更については、別途、発注者と協議するものとの理解で宜しいでしょうか。</p>	建設発生土等の施工条件については、現時点で指定しませんが、事業者にて適切に見積もってください。なお、設計変更の対象とはしません。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	第	数	数	○数	カ		
16	入札説明書	提案限度額について	16	3	3	(8)			上記、明示された建設発生土等の施工条件と、実際に工事現場の状態が一致しない等の場合は、必要に応じて設計変更対象とし、請負代金額や工期の変更については、別途、発注者と協議するものとの理解で宜しいでしょうか。	質問No.15の回答を参照してください。
17	入札説明書	提案限度額について	16	3	3	(8)			23,064,483,000円（税込）との記載がありますが、20,990,317,000円（税抜）の10%加算額は22,879,445,530円になります。非課税・不課税・免税等の項目は何を想定されているのでしょうか。	割賦金利相当額を非課税の対象としております。
18	入札説明書	提案限度額	16	3	3	(8)			提案限度額について、建設、運営・維持管理のそれぞれの設定額があればお示ください。	提案限度額について、建設、運営・維持管理のそれぞれの設定額は示しません。
19	入札説明書	公正な入札の確保	16	3	3	(9)	①	エ	「・・・団体等が、両事業に関して・・・」の「両事業」の定義をご教示ください。あるいは、「本事業」の誤りでしょうか。	「両事業」は、「本事業」の誤りです。訂正します。
20	入札説明書	著作権	17	3	3	(9)	⑥	ア	「落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとします。」とありますが、提案書の著作権は入札参加グループに帰属することから、県は公表前に公表内容について入札参加グループの了解を得るものと考えてよろしいでしょうか。	本事業の公表にあたり、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用する場合には、入札参加グループの了解を得るものと考えて問題ありません。
21	入札説明書	ヒアリング等	18	4	3				ヒアリング等を実施する際には、模型や動画を使用した説明も可能との理解でよろしいでしょうか。	ヒアリング等において提案内容を説明する際は、スライドでの投影を基本としますが、模型や動画の使用は妨げません。なお、ヒアリングの実施要領については、入札参加資格が確認されたグループに通知する予定です。
22	入札説明書	金融機関等による報告	20	5	3	(1)			金融機関等による報告について、事業運営に支障をきたした場合に報告義務が課されるとの理解でよろしいでしょうか。定期的な報告の場合、想定する報告頻度についてご教示願います。	金融機関等による報告の内容及び報告頻度等については、当該金融機関との協議により決定する予定です。
23	入札説明書	その他の支援に関する事項	22	7	3				「県が支払うサービス購入料の一部には、国等の財政支援処置および地方債等をもって充てることを想定している」とのことですが、本事業においてどの程度の割合を何の財源で充てるご想定でしょうか。また、SPCの資金調達計画の観点から、何等かの前提をご提示いただけますでしょうか。	サービス購入料の支払方法の考え方については、事業契約書（案）別紙1「サービス購入料の構成及び支払方法」を確認してください。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第	数	数	○数	カ		
24	入札説明書	入札説明書	22	7	3				質問No.23の質問に関連し、どの段階で当該財政支援処置の可否・内容が確定しますでしょうか。財政支援可否・内容が事業契約後に確定する場合、SPCの事業計画に影響を及ぼす可能性はございますでしょうか。	国等の財政支援措置については、設計・建設段階の各年度に確定するものと考えております。この結果、SPCの調達金利等に影響がある場合には、SPCからの請求に基づき、対応を協議します。
25	入札説明書	指定管理者の指定	23	8	1				「県は、運営・維持管理開始までに、指定管理者指定に関する議案を提出し、事業者を本施設の指定管理者として指定する予定である。」と記載されておりますが、運営業務を担う団体又は企業等を上記の事業者と併せて、指定管理者に指定するという理解でよろしいでしょうか。	指定管理者は、SPCが指定の対象となります。
26	要求水準書	解体期間	3	1	1	(1)	①	ア	「既存施設の解体及び設計・建設期間（開業準備期間を含む）は、事業契約締結の日から令和10年10月末との記載があります。解体開始時期及び終了時期については、事業者による提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	既存施設（水泳場）は、令和6年9月末まで利用します。それ以降であれば、解体開始時期及び終了時期については、事業者の提案によります。
27	要求水準書	既存施設の解体及び設計・建設期間（開業準備期間を含む）	3	1	6	(1)	①	ア	本施設引き渡しが進んだ場合は、開業準備期間を早めることは可能でしょうか。	開業準備期間を早めることは可能ですが、運営・維持管理期間の始期は、令和10年11月からとしてください。また、割賦金利算定の起点日も令和10年10月末とします。なお、開業準備期間が当初予定よりも早まったとしても、開業準備費を増額することはありません。
28	要求水準書	既存施設の解体及び設計・建設期間（開業準備期間を含む）	3	1	6	(1)	①	ア	既存施設の解体及び設計・建設期間（開業準備期間を含む）は事業契約締結の日から令和10年10月末とありますが解体工事の着工時期は事業者の提案に基づき決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.26の回答を参照してください。
29	要求水準書	運営・維持管理期間（予定）	3	1	6	(2)			本施設引き渡しが進んだ場合は、供用開始日を早めることは可能でしょうか。また、供用開始日が早められる場合は、運営・維持管理業務期間の終了が早まる又は、変わらない、どのようになりますでしょうか。	質問No.27の回答を参照してください。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	第	数	数	○数	加		
30	要求水準書	遵守すべき法令等	3	1	7				遵守すべき法令について、技術提案書提出前に関係諸官庁窓口で相談することは可能でしょうか。 相談が可能な際、相談の結果が要求水準書の内容と整合しない場合、競争的対話、第2回質疑でご回答いただくことは可能でしょうか。また相談が不可の場合、計画リスクに関して技術提案書にその旨記載し、事業契約後の変更対応と考えてよろしいでしょうか。	遵守すべき法令に関する関係諸官庁窓口への相談について、本事業の所管課としては妨げません。 相談の結果が要求水準の内容と整合しない場合には、競争的対話や第2回質問にて受け付けます。
31	要求水準書	遵守すべき法令等	3	1	7				バリアフリー法に順守の対応策として、計画地の西側境界は道路境界線と考え、西側道路から建物出入口までの誘導ブロックの設置が必要と考えてよろしいでしょうか。 西側境界が道路境界線ではないという判断の場合、既存東側緑道部分に誘導ブロックはありませんが、今回の計画地内についてのみ、誘導ブロックの設置をすると考えてよろしいでしょうか。	バリアフリー法施行令第21条第1項において道等（道又は公園、広場その他の空地）から案内板又は案内所等までの経路の1以上を「視覚障害者移動等円滑化経路」の義務づけがあることから、計画地東側の既存公園内の主導線エリア（松並木の緑道）から誘導ブロックを敷設することを想定していますが、事業者にて関係行政庁と適切に協議・確認を行ってください。
32	要求水準書	遵守すべき法令等	3	1	7				法的適合性を確認するため、既存公園敷地内の、施設全体について建築面積、延べ面積、緑地面積の総合計をお教えください。	<ul style="list-style-type: none"> ・公園敷地 17.8ha ・建築面積 20,922.4m² ・延べ面積 42,959.6m² ・緑地面積 7.8ha
33	要求水準書	接道条件	6	2	1	(1)	⑬		西側の国体道路が接道となっていますが、当該敷地との間に1～2m程度の段差があります。 道路境界線は低いレベル側に設けられていますが、道路の範囲としては法面部分を含むという解釈でよろしいですか。 (西側の道路側については、全面的に接道していると考えてよろしいでしょうか。また、一部が接続している場合は、接道位置と接道長さをご提示ください。) また、敷地と道路との間に上記段差がありますが、接道条件として問題ないでしょうか。	西側国体道路を接道とする場合、法面部分は河川敷地のため、建築基準法第43条第2項第2号に基づく許可が必要になると想定しています。また、事業敷地と道路に高低差があることから、接道要件を満たすか否かは、「建築確認のため基準総則・集団規定の適用事例」をもとに、所管特定行政庁等との協議が必要となりますが、事業敷地南側（要求水準書別紙3機械室2付近）は高低差が小さいことから接道として支障ないと想定しています。 なお、法第43条許可に関しては、前橋市建築基準法許可等に関する要綱を照してください。（省令第10条の3第4項第1号に係る許可、省令第10条の3第4項第3号に係る許可を参照） https://www.city.maebashi.gunma.jp/material/files/group/60/youkou-r040101.pdf

No	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	第	数	数	〇数	加		
34	要求水準書	接道条件	6	2	1	(1)	⑬	群馬県建築基準法施行条例の第九条の二（敷地と道路の関係）で「興行場等の用途に供する建築物で客席部の定員の合計が四百人を超えるものの敷地は、その外周の七分の一以上が幅員六メートル以上の道路に接しなければならない。ただし、その敷地が道路のほか公園、広場その他これらに類するものに接する場合で避難上支障がないと知事が認めた場合は、この限りでない。」とあります。 今回の敷地の解釈は、上記条文において、①幅員6m以上の道路に接続する、②公園などに接し、避難上支障が無いと知事が認める、どちらの考え方になりますでしょうか。	①については質問No.33の回答を参照してください。ただし、道路との間に高低差があり、興行場としての接道条件を満たさないと判断された場合には②での対応となりますが、権限は「群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条（別表第一）」により前橋市に委任されていますので、設計段階で前橋市との事前協議及び認可が必要になります。	
35	要求水準書	接道条件	6	2	1	(1)	⑬	群馬県建築基準法施行条例の第十条（全面空地等）で主要な出入口を道路に面して設けない場合、幅6mの全面空地を道路まで設ける必要があります。公園内の園路を経由せずに、当該敷地から直接道路へ接続しなければならない、という認識でよろしいでしょうか。 また、その場合は道路と敷地の段差を解消し、一部ガードレールを撤去して、歩道の無い道路に接続することになりますが、そのような認識でよろしいでしょうか。	前面空地等の扱いについては貴見のとおりですが、計画地が東側の既存公園内の主導線エリア（松並木の緑道）に接していることから、前面空地の機能を満たすものと捉え、許認可権者である前橋市と協議の上、条例第14条「制限の緩和」の適用も想定されます。	
36	要求水準書	埋蔵文化財	7	2	1	(3)		「工事中に遺構・遺物が発見された場合は、改めて取扱いについて協議が必要である」とありますが、遺構・遺物の発見に伴い発生する追加費用は、事業契約書（案）第19条に従い、県にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	工事中に遺構・遺物が発見された場合には、事業契約書（案）第18条及び第19条が適用されます。	
37	要求水準書	本施設の構成	9	2	2	(1)		50mプール及び飛込兼25mプールのカメラについて、水中と水上を同時に動画撮影できるカメラの旨の記載がありますが、1台のカメラによる水中・水上の同時撮影でなく、複数のカメラによる同時撮影の想定でよろしいでしょうか。	想定では、複数のレンズで水中と水上を撮影した映像を1つのレンズで撮影したかのように合成して映像表現することをイメージしたのですが、指定は無く、任意提案となります。	
38	要求水準書	延床面積	9	2	2	(1)		「※県が想定する必要面積を示すものであり、本書に定める機能を満足するものであれば、下回ってもよい。」との記載があります。本書に定める機能を満足する場合は、12,000㎡以下としても良いとの理解でよろしいでしょうか。	当該記述にあたり、下限となる面積や比率等は定めていないため、要求水準を満足する場合は12,000㎡以下とすることも認められます。	

No	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第	数	数	○数	か		
39	要求水準書	本施設の構成	10	2	2	(1)			水中カメラにつきまして、設置台数のご指定がありましたら、ご教示願います。	50mプールの水中底面のカメラ（可搬式）については、台数指定はありませんが、特定レーンに等間隔で複数台を設置し、レーン全体の動画撮影を可能とすることを想定しています。
40	要求水準書	カメラシステム及び泳法の解析ができるシステム	10	2	2	(1)			「カメラシステム及び泳法の解析ができるシステム（ソフトウェア含む）は、今後も技術開発が進むことが想定されることから、技術の進歩に応じて適切に整備を行うこと」とありますが、提案価格の範囲内で可能な限り対応するとの理解でよろしいでしょうか。	記載内容について、提案時から実際の導入までに数年間のタイムラグがある中で、できる限り最新の機器を導入したいという意図があります。提案価格の範囲内で可能な限りの対応をお願いします。
41	要求水準書	カメラシステム及び泳法の解析ができるシステム	10	2	2	(1)			「※カメラシステム及び泳法の解析ができるシステム（ソフトウェアを含む）は、今後も技術開発が進むことが想定されることから、技術の進歩に応じて適切な整備を行うこと。」とありますが、今後の技術の進歩や県が求める水準は現段階で予測不可能であることから、ここで示す整備に要する費用はすべて県が負担すると考えてよろしいでしょうか。	質問No.40の回答を参照してください。
42	要求水準書	敷島ランドデザイン	11	2	3	(1)	①	ア	『「敷島エリアランドデザイン」（別紙20）を適切に反映し、公園全体や周辺地域、周辺施設との連携に十分に配慮した計画とすること。』との記載があります。周辺地域、周辺施設とは具体的には、どの範囲までの地域及び施設となりますでしょうか。	「敷島エリアランドデザイン」の対象範囲である敷島公園、利根川敷島緑地、浄水場及び水産試験場並びに敷島公園周辺住民を想定しています。
43	要求水準書	緊急時対策	12	2	3	(1)	③	カ	「建物内外について災害時の避難動線を確保し利用者の安全を守るとともに、緊急車両の動線や寄付きにも配慮すること。」との記載がありますが、市道から本計画地への救急車両等の動線については、事業者による提案に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	基本的な考え方としては、特に緊急を要する場合を除き、野球場の西側を経由する自動車動線の利用を想定するものとしてください。
44	要求水準書	利便性	13	2	3	(1)	⑤	ア	敷地内に来訪する自転車は、周囲の公園内園路から自由にアクセスできると考えてよろしいでしょうか。	敷地内に来訪する自転車は、周囲の公園内園路から自由にアクセスできます。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	第	数	数	○数	加		
45	要求水準書	ユニバーサルデザイン	13	2	3	(1)	⑤	イ	「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（平成29年7月国土交通省）となっていますが、この設計標準は、令和3年3月に改正されていますが、平成29年7月時点の標準に従うとの理解でよろしいでしょうか。 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html#guideline	「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」は、「令和3年3月」に訂正します。
46	要求水準書	ユニバーサルデザイン	13	2	3	(1)	⑤	イ	「群馬県立都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」が公表されていたら、ホームページのアドレスをご教示ください。	「群馬県立都市公園の異動等円滑化整備ガイドライン」は、以下のURLにて参照することができます。 https://kendo-gunma.viewer.kintoneapp.com/public/4321dbda898d8d879d6829615cbe969831b59e7aa69740b0b96bc720373d8222/detail/def502002c30dbccd4af6d1ba3e29b9dca7de7915824fba86ff9571b1a70857ad68221c1172239255a6e059587fe209f4675d4f744742fc596bc2e8c1b862dd1fafd6bec7ecc3d4cae55ba29bc1827eaa2db7aa49d341c98d2c602e273b5be256ce4e108aab9d2c7abe812330524537bcdbd90a338706a627ad306a00849180c305b10d46359df65f24d61b76c097fed503849b4d50bad8494
47	要求水準書	動線計画	15	2	3	(2)	①	イ	要求水準書の見直しで、「タクシー」の施設へのアクセスが消えています。高齢の施設利用者のアクセスについての考え方を教示ください。	高齢の施設利用者を含む一般利用者は、敷島公園所定の来園者用駐車場の利用を原則とします。
48	要求水準書	動線計画	16	2	3	(2)	①	イ	野球場西側の外周園路部分には暗渠水路があることから、重量車両の乗入れにあたっては総重量（輪重）等に留意する必要があります。とありますが暗渠の耐荷重をご教示ください。また、必要であれば補強等行う必要があるかご教示ください。	当該暗渠水路の施工時の資料によると、T-14仕様に基いているものと推察されるが、一部情報が不足しており、確定的な判断ではありません。事業者にて調査・確認を行い、補強の要否等を判断するものとしてください。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	第	数	数	○数	か		
49	要求水準書	木造と鉄骨のハイブリッド構造に関して	16	2	3	(2)	②	イ	プール部分の大空間屋根架構の木造化（鉄骨とのハイブリッド構造を含む）と記載されていますが、耐火木材として大臣認定された「木質ハイブリッド集成材（日本集成材工業協同組合）」を一部架構に採用することで、鉄骨のハイブリッド構造として見做されると判断してもよろしいでしょうか。	木質ハイブリッド集成材の諸条件（適用樹種等）が、本要求水準に規定する「木材活用（木造化・木質化）」の趣旨に適合するものであれば、当該技術に基づく提案は認められます。
50	要求水準書	50mプール	16	2	3	(2)	③	ア	可動壁部分は、別紙10にも記載の通り3mとすることは必須でしょうか。また、仮設の栈橋等を設置する代替案は提案では認められないという解釈で宜しいでしょうか。	可動壁部分は要求水準書の当該箇所及び別紙10に基づき3.00mとしてください。また、仮設栈橋等による代替えは想定しておりません。なお、要求水準書P16に記載のとおり、50mプールにおける25m公認プール部分は長辺方向において公認を取得するものとし、短辺方向における公認取得は認めません。
51	要求水準書	飛込兼25mプール	17	2	3	(2)	③	イ	「別紙14:飛込台レイアウト案」を参考とするとありますが、各飛込台と飛板の設置数は、公認取得や地域の競技力向上のためにも、要求水準上は必須であるとの解釈をご教示ください。	各飛込台及び飛板の設置数は必須としてください。レイアウトについては別紙14を参考とした上で、より良い提案であれば拒むものではありませんが、業務実施段階では競技団体等との協議・確認が必要になるものと考えます。
52	要求水準書	観客席	17	2	3	(2)	③	ウ	メインスタンド観客席は1,500以上の固定席を確保することは必須との解釈で宜しいでしょうか。ご回答をお願いします。	1,500席以上の固定席の設置は必須とします。
53	要求水準書	観客席	17	2	3	(3)	③	ウ	ベンチシートは「1000人分程度」とある部分で、最低限必要なベンチシート人数をお示しいただけますでしょうか。	大規模大会時には1,000人程度の使用が見込まれるため、観覧スペースの席数は1,000席程度を確保するものとしてください。
54	要求水準書	プール関連諸室	18	2	3	(2)	③	オ	ドライランドについて参考面積で想定するレイアウト図をご提示願いたい。応募事業者の提案条件を同じにすることで、性能面とコスト面の評価の公正化を図るためにも必要となります。	公認プール施設要領（2018.4.1施行）に記載されたドライランドのレイアウト図を参考にこれまで検討を進めてきましたので、設置する器具等の参考としてください。（2023.4.1に同要領が改訂され、図の記載が無くなっていますが、設置する器具等の参考になると考えています。）ただし、詳細は設計段階で日本水泳連盟と協議を行うこととなります。
55	要求水準書	必要諸室に関して	18	2	3	(2)	③	オ	必要なプール関連諸室の中に、『放送室・記録室』との記載がありますが、放送室と記録室を別々の部屋としてもよろしいでしょうか。	要求されている機能等の条件を満たす限りにおいて、別室とする提案を拒むものではありませんが、当該提案の理由、メリット等を十分に説明する提案書としてください。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第	数	数	○数	カ		
56	要求水準書	自家発電設備	20	2	3	(4)	①	カ	P57第4_12(2)②に「備蓄物資量は、避難者100名が発災後3日間に最低限必要な量以上とすること。」とあります。一方、非常用発電設備の連続運転時間は、10時間以上となっています。本施設では、避難者100名を3日間受け入れ続けるのではなく、備蓄物資を配給するのみと考えてよろしいでしょうか。	備蓄物資量は必ずしも非常用発電機の運転時間とは連動しておらず、また、備蓄物資は配給のみとは考えておりません。備蓄物資の運用も様々な可能性があるものと考えており、内閣府の「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」を参考にしてください。
57	要求水準書	太陽光発電設備及びその他の再生可能エネルギー利用設備	21	2	3	(4)	①	チ	「群馬県地球温暖化対策指針」の算出式による数値以上の太陽光発電設備のみの設置、または太陽光発電設備+その他の再生可能エネルギー利用設備の設置の選択は事業者提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	要求水準書	基本事項	23	2	3	(4)	④	ア	「水温（25～30℃）が維持可能な設備とし、大会時の室温は水温-2～3℃程度に調整できる設備とすること。」とありますが、既存施設の室温・水温の実績値のご提供をお願いします。	【平成30年度実績値平均より】 春(4～6月)室温：28.7℃ 水温：29.0℃ 夏(7～9月)室温：31.9℃ 水温：30.2℃ 秋(10～12月)室温：27.5℃ 水温：29.2℃ 冬(1～3月)室温：27.5℃ 水温：29.1℃
59	要求水準書	競技に最適な室温湿度について	23	2	3	(4)	④	ア	水温（25～30℃）が維持可能な設備、大会時の室温は水温-2～3℃程度に調整できる設備、とのことですが、大会時以外も上記の室温設定にしなければならないとの認識でよろしいでしょうか。	設備に係る施設整備上の要求水準は当該箇所記載のとおりとしますが、通常時の運用においては、利用者が快適に利用できることを前提として、季節や利用状況等に応じた運営者による運用判断も可とします。
60	要求水準書	基本事項	23	2	3	(4)	④	ア	・印7番目の「大会時の室温は水温-2～3℃程度に調整できる設備」とある部分は、公認プール施設要領P.3の「室温は競技中を通して常に28±3℃で水温以上に保たれるような空気調整設備」と読み替えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、大会時の室温を水温-2～3℃程度に調整できる設備とします。なお、プール公認規則及び公認プール施設要領は最新版（2023年改訂）に準拠するものとしてください。
61	要求水準書	基本事項	23	2	3	(4)	④	ア	「大会時の室温は水温-2～3℃程度に調整できる設備とすること」とありますが、大会時以外の室温は、30℃内外、湿度は成行と想定してよろしいでしょうか。	質問No.59の回答を合わせて参照するものとし、基本的には質問のご認識のとおりで問題ありませんが、これとは別に木材の健全度維持に配慮した湿度管理を行うものとしてください。
62	要求水準書	空調設備	24	2	3	(4)	④	イ	現状の稼働状況をご教示ください。	10月から5月頃までは状況により、暖房運転を適宜実施しています。なお、既設のプール室には冷房設備は設置されていません。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第	数	数	○数	加		
63	要求水準書	計量区分	24	2	3	(4)	④	工	「管理ゾーニング区分ごとに、光熱水の使用量が計量および記録できるようにすること」とありますが、附帯事業は要求水準書通り、子メーターを設置して計量を行います。その他の部分の管理ゾーニングは事業者側で想定してよろしいでしょうか。	管理ゾーニングは事業者側で想定して問題ありません。
64	要求水準書	駐輪場計画	26	2	3	(1)	①		駐輪スペースに駐輪する車種は自転車のみとし、原動機付自転車・自動二輪車は駐輪不可と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
65	要求水準書	雨水排水計画	27	2	3	(5)	③		「地下浸透を含め」と追記されていますが、公園内にて雨水排水を地下浸透されている事例がありましたら、ご教授いただけますでしょうか。	公園内における雨水排水は参考資料12のとおりであり、地下浸透している事例は把握しておりません。
66	要求水準書	サイン計画	27	2	3	(5)	⑥		サイン計画の詳細について事業者決定後、県と協議を行うものとするが現在、敷島エリアランドデザインで発表されているロゴやピクトグラムは必須条件という認識でよいか	敷島エリアランドデザインで発表されているロゴやピクトグラムは必須条件です。
67	要求水準書	備品の設置	27	2	3	(6)			プール備品・プール電気備品については、「別紙16:プール備品リスト」・「別紙17:プール電気備品リスト」に記載された品目・数量を調達することが必須となりますか。または、各一覧表を参照し、公認取得など要求される施設や事業に必要な器具・備品を整備すれば、要求水準が満たされることになるのかご教示願います。	「別紙16:プール備品リスト」・「別紙17:プール電気備品リスト」に記載された品目・数量は基本的に必須としますが、より良い後発製品等の提案を拒むものではありません。
68	要求水準書	備品の設置	27	2	3	(6)			一般什器・備品類は、「別紙18:一般什器・備品リスト（参考）」の規格（参考）や数量を参考に業務要求水準を満足する内容を事業者が提案すれば、宜しいでしょうか。ご教示願います。	別紙18は、必要と考えられる品目・数量をリスト化したものであり、基本的にはこれをベースとしつつ、提案する施設や事業に合わせて必要となる品目・数量を整備してください。
69	要求水準書	什器備品計画	27	2	3	(6)			本事業において配置する器具・備品は全て新品を調達する必要があり、リサイクル品は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には新品の調達を求めるものとします。
70	要求水準書	建設業務	28	2	4	(1)	②		残土の処分は自由処分でよろしいでしょうか。指定場所があるのであれば、費用含めご教示いただけないでしょうか。	質問No.14及びNo.15の回答を参照してください。
71	要求水準書	建設業務	28	2	4	(1)	②		地下工事中の湧水は水路への放流でよろしいでしょうか。その場合費用負担は無いものと考えてよろしいでしょうか	水路への放流（費用負担なし）を想定することで問題ありません。実際の事業段階では水路の管理者との協議・確認が必要です。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	第	数	数	○数	カ		
72	要求水準書	設計図書等の提出	31	2	4	(2)	③	イ	「国庫補助金申請図書作成補助」に必要となる提出書類及び提出時期をご教示ください。	例年、4月に当該年度の交付申請手続きを行っているほか、次年度事業の国への説明を5月と1月の2回行う予定であり、各タイミングで資料作成の補助を依頼する見込みです。
73	要求水準書	工事施工における留意点	34	2	4	(3)	③	イ	「騒音・振動、悪臭・粉塵及び地盤沈下等、周辺環境に及ぼす影響について、十分な検討及び予防的対応を行い、万一周辺地域に悪影響を与えた場合は、事業者の責任において処理すること」とありますが、公共工事標準請負契約約款に従い、工事の施工に伴い通常避けることのできない場合は、処理に伴い発生する追加費用は県の負担としていただくようお願いいたします。	事業契約書（案）第38条第2項及び第5項に示すとおり、事業者の費用負担とします。ただし、本施設を設置すること自体に関する近隣対策に起因するものについては、同条第6項に示すとおり、県が負担することとしています。
74	要求水準書	工事施工における留意点	35	2	4	(3)	③	イ	「工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないように留意するとともに、万一発生した場合には、事業者の責めにおいて対応すること」とありますが、公共工事標準請負契約約款に従い、工事の施工に伴い通常避けることのできない場合は、対応に伴い発生する追加費用は県の負担としていただくようお願いいたします。	質問No.73の回答を参照してください。
75	要求水準書	備品の設置	36	2	4	(3)	④	ウ	県に無償譲渡するリース契約備品について、契約者は事業者のまま、施設に設置し続け、再リース料も事業者が支払うという認識でよろしいでしょうか。また、保守・更新の主体が事業者とありますが、事業者の判断でリース契約を終了してもよろしいでしょうか。	リース契約備品は、事業終了時に県に無償譲渡することとしており、再リースは想定していません。また、設置する備品は事業期間中において必要なものですので、事業者の判断でリース契約を終了した場合は、それに代わる手段にて当該備品を調達・設置してください。
76	要求水準書	備品の設置	36	2	4	(3)	④	ウ	付帯設備の撤去もしくは貴県への引継ぎとなる基準があればお示しください。	付帯設備の撤去・引継ぎ等の具体的な基準はありません。事業期間終了時において、当該付帯設備の必要性や劣化状況等を総合的に判断することになります。
77	要求水準書	開業準備に関する業務	41	3	2	(1)			「本施設のホームページ及び予約システムは県管理区域のホームページ及び予約システムとリンクし、連携すること。」とあるが、あくまでも連携であり同期を意味するものではないとの解釈でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	第	数	数	○数	か		
78	要求水準書	開業前の利用受付	41	3	2	(2)	②		開業前の利用受付開始は、開業前の何か月もしくは何日前からと想定されていますか、ご教授下さい。	要求水準書P.42の第3 2(2)②に示すとおり、「第4 4貸出・受付・利用調整業務」に対応する業務を供用開始前から実施することとしています。「第4 4貸出・受付・利用調整業務」では、通常年度（4月～3月）において、団体及び大会の申し込みは、前年度の12月1日からと4か月前までに仮受付を行うこととしていますので、開業前の利用受付も開業日の4か月前としてください。
79	要求水準書	開館式典及び内覧会等	41	3	2	(2)	③	ア	開館式典及び内覧会について、貴県が選定する招待者への招待状の送付及び出欠確認までは貴県の業務という認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
80	要求水準書	プール公認取得申請業務	42	3	3				日本水泳連盟及び世界水泳連盟の基準を満たす場合は、国際基準を取得することも可能でしょうか。	要求水準書に定める公認取得の内容・基準を満たした上で、かつ事業者の責任のもとで、国際公認を取得することは可とします。
81	要求水準書	施設管理台帳	45	4	1	(11)			施設管理台帳に整備・保管が必要な事項をご教示願います。	施設管理台帳に必要な整備・保管に関する事項については、施設を管理する上で必要な事項である建物の各仕上げの仕様等、設備機器などのメーカー名・製造年・設置年・型式ならびに点検・修繕の履歴等の記録を想定しています。なお、詳細は事業契約締結後、事業者と協議の上決定する予定です。
82	要求水準書	供用日	47	4	2	(1)			休館日数の提案は現施設の休館日数以下とする。とありますが、現施設の休館日数をご教示ください。	毎週水曜日、12月28日から1月4日、プール施設の点検・清掃日（2週間程度）を合わせた日数が現施設の休館日数となります。
83	要求水準書	供用時間	47	4	2	(2)			「開館時間は、原則午前10時～午後7時45分（閉館午後8時）とする。なお、事業者は県の承認を得た上で、上記の設定時間によらず開館することを認める。」とあるが、原則を基準として、利用者の利用促進、利便性向上、施設運営の効果的で経済的な運営を踏まえて、事業者の柔軟な提案が可能ということでしょうか。	開館時間は、午前10時～午後7時45分（閉館午後8時）を要求水準とし、前後の延長につき事業者の柔軟な提案が可能です。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	第	数	数	○数	か		
84	要求水準書	利用料金等	47	4	3				安易なキャンセルを防止するために、キャンセル料を徴収することは可能でしょうか。	キャンセル料の徴収は想定していません。 なお、県立公園条例では、第21条第5項にて、「利用料金は、許可の際（規則で定めるものについては、利用申込みの際）徴収するものとする。」と規定し、また、第19条では、「知事は、使用等許可を受けた者又は有料公園施設を利用する者の責めに帰することのできない理由によつて使用等許可に係る行為又はその利用をすることができなくなつた場合その他知事において特に必要があると認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。」と規定しています。
85	要求水準書	利用料金等	47	4	3				自主運営事業として広告スペース設置及び料金聴取は可能でしょうか。併せて、参考となる条例があればお示ください。	別紙19遵守すべき法令基準等（3）その他の基準等の「県立都市公園における行為許可基準」 https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/150779.pdf を参照ください。当基準に基づき広告の設置等は可能となります。
86	要求水準書	利用料金等	47	4	3				本施設の駐車場及び駐輪場は無料ですか。営業時間は無料としつつ、営業時間外は違法駐車対策のために料金設定することは可能でしょうか？	現施設は、無料で運営しています。駐車場の有料化は、提案として受け付けますが、県立公園条例の改正が必要となることから、現時点では実施の許可を確約できません。
87	要求水準書	一般利用者の受付	49	4	4	(2)	②	ウ	一般利用者の大会利用及びコース占用受付は原則として、優先団体の利用調整会議の翌日から先着順とありますが、翌日以降（利用調整会議の結果が整理できた後）でも可能でしょうか。	公園内他施設と同様、原則として、優先団体の利用調整会議日の翌日から先着順で受付することとしますが、利用調整会議の結果を整理する期間を確保した上での予約開始として問題ありません。
88	要求水準書	国スポ等開催前の料金収受について	49	4	4	(3)	①		国スポ等に向けた利用（強化練習会及び合宿、競技大会）の際、利用料金の減免の適用が想定される利用はどのくらいでしょうか。チーム数、人数、日数などのご想定をご教示願います。	強化練習等は減免対象としておりません。
89	要求水準書	国スポ等に向けた利用	49	4	7	(3)	①		国スポ開催前の競技力向上を目的とした貸し切り利用について、現状想定されている利用頻度をご教示ください。また、減免利用等を想定されているかご教授ください。	国スポ開催前は、通常の競技利用に加え、平日夕方に強化練習が入る見込みですが、詳細は確定しておりません。また、コース（一部）占有による強化練習も現状行われています。また、減免については、質問No.88の回答のとおりです。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第	数	数	○数	加		
90	要求水準書	利用者の決定に関する優先基準	50	4	2	(3)	①②		会議室の個人利用について、△が設定されておりますが、個人利用料金も設定する認識で宜しいでしょうか（会議室は他の公共施設を確認しても、団体で借りるケースが多く、個人で利用できるケースがあまり見当たらないため確認です）。	会議室について、独占利用と別に個人利用料金を設定することは想定しておりません。あくまで、優先基準の考え方を示したものであり、会議室の利用にあたっては、諸室単位を想定していません。
91	要求水準書	大会等開催への協力	51	4	4	(6)	①		「事業者は、大会等の開催時において、運営に必要な本施設の利用案内や大会等の実施に係る助言及び受入体制の確保等、主催者等への支援を行うとともに、事前準備から事後対応についての一連の支援業務を行うこと。」との記載がありますが、コスト算出に影響するため、具体的な ①大会・誘致の頻度をお示しください ②マネジメント会議等の具体的な頻度をお示しください。	大会等の開催については、質問No.123の回答を参照してください。また、大会等の開催にあたって事前準備から事後対応まで必要とされるマネジメント会議等の頻度は事業者にて想定の上、必要な事業費を算出してください。
92	要求水準書	自主事業	54	4	11	(1)			行政財産の目的外使用料算定方法についてご教示いただけますでしょうか？ また、目的外使用許可は業務受託者にて取得することも可能という理解でよろしいでしょうか？	本施設は、県立公園条例に基づく設置管理施設となることから、当条例に基づく算定となります。また、使用許可はその内容により、業務受託者が取得することも可能です。
93	要求水準書	国スポ等開催前	55	4	11	(1)			付帯事業の稼働時間をプールの開館時間より短くもしくは長くすることは可能でしょうか。また、休業日についてもプールの休館日より多く設定したり、プールの休館日に営業することも可能でしょうか。	付帯事業の稼働時間や休業日は、事業者が任意に設定することができます。ただし、稼働時間や休業日の変更等を行う場合は、利用者の利便性に配慮してください。
94	要求水準書	付帯事業の内容	55	4	11	(2)	②		付帯事業は事業者が実施することとありますが、飲食店や託児施設等を運用する場合は外部委託等による運営はできないという認識でよろしいでしょうか。	本事業の本体事業である施設整備、運営・維持管理と同様に、SPCを事業主体としつつ、SPCから運営事業者に外部委託することは可能です。
95	要求水準書	使用料	55	4	11	(4)			本施設内の余剰面積等を活用して付帯施設を整備した上で例示された付帯事業を実施する場合、事業者が県に支払う使用料は、群馬県立公園条例別表第2第2号において規定されている金額（1平方メートルにつき1年間 13,800円）がその用途を問わず適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	「売店等」と解釈できるものについては、そのとおりです。そのほか、具体的な提案内容を踏まえ、同額と扱うか検討するので、今後の競争的対話で具体案を提示ください。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	第	数	数	〇数	か		
96	要求水準書	光熱水費の負担	56	4	11	(6)			光熱水費の負担について、原則は子メーターで計測ですが、使用料の計測が困難な場合は、面積割合で使用料を定めるとありますが、利用形態によっては過分に使用料を支払うことになるかもしれません。協議によって決定することで良いか、ご教示ください。	原則として要求水準書のとおりとしますが、利用形態によっては協議の上、決定することとします。
97	要求水準書	ネーミングライツ事業への協力	56	4	11	(8)			SPC及びSPCの構成企業や協力企業と競合する法人等による応募を制限することは可能でしょうか。	ネーミングライツにおける命名権者の募集・選定は県が行いますが、応募の段階で競合する法人等の応募を制限する予定はありません。
98	要求水準書	緊急時の対応	57	4	12	(2)	②		「備蓄物資量は、避難者100名が発災後3日間に最低限必要な量以上とすること」とありますが、備蓄物資は県が調達・管理し、事業者はスペースを確保するのみとの理解でよろしいでしょうか。	備蓄物資の調達・管理は事業者の業務です。
99	要求水準書	緊急時の対応	57	4	12	(2)	②		「備蓄物資量は、避難者100名が発災後3日間に最低限必要な量以上とすること」とありますが、備蓄物資を事業者が調達する場合、要求水準を明確化するため必要となる具体的な品目及び数量をご指定下さい。	内閣府の「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」や前橋市の防災倉庫備蓄品を参考に、県として下記のとおり想定しています。 (備蓄量) ・水については、1人当たり1日3リットル ・主食については、1人当たり1日3食 ・毛布については、1人当たり1枚 ・その他の品目については、物資ごとに必要量を算定 (品目の例示) ・水：ペットボトル入り飲料水 ・主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン等 ・その他の物資：毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレトーパー等）、敷物（ビニールシート等）等
100	要求水準書	業務提供時間帯	59	5	1	(2)	②		建物保守管理、清掃等の業務実施時間帯は県と協議を行うとありますが、県が想定している時間帯をそれぞれお示しください。	県としての想定はありませんので、事業者提案としてください。
101	要求水準書	維持管理業務計画書	61	5	1	(9)			「木材使用部分の点検の方法・周期及び修繕・更新の指針を明記すること」とありますが、県が想定する様式等の提示を希望いたします。	様式等を提示する予定はありません。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	第	数	数	○数	冊		
102	要求水準書	施設管理台帳	61	5	1	(11)			施設管理台帳について、具体的にどのような内容を想定されているかご教示ください。	質問No.81の回答を参照してください。
103	要求水準書	故障・クレーム対応	65	5	3	(1)	⑤		「施設管理責任者」とありますが、これは維持管理業務責任者のことでしょうか。それとも維持管理業務責任者とは別途配置することを求めているのでしょうか。別途配置する場合、維持管理業務責任者と兼任できると考えてよろしいでしょうか。	「施設管理責任者」は、「維持管理業務責任者」に訂正します。
104	要求水準書	故障・クレーム対応	65	5	3	(1)	⑤		「電気主任技術者」とありますが、これは60ページに記載の「敷島公園指定管理者選任の電気主任技術者」のことでしょうか。60ページに記載の「維持管理業務責任者は電気保安担当者」に該当するのでしょうか、それとも本事業で別途配置することを求めているのでしょうか。	敷島公園指定管理者選任の電気主任技術者のことです。また、P.61(7)業務体制に記載のとおり、維持管理業務責任者は電気保安担当者に該当します。
105	要求水準書	大会時の警備体制	69	5	8	(2)			大会・イベント時における警備員の配置（増員）については、大会主催者の負担との認識でよろしいでしょうか。	大会・イベント時における警備員の配置（増員）については、大会主催者の負担となります。
106	要求水準書	自衛消防隊について	71	5	11	(1)			公園全体の自衛消防隊が組織されており、新水泳場の職員も参加するとの理解でよろしいでしょうか。	自衛消防隊はありませんが、法令に則り、適切に対応してください。また、同一公園内の施設であることを鑑み、水泳場を除く異管理区域の指定管理者との適切な連携に配慮してください。
107	要求水準書	事業者に関する事項	72	6	1	(1)	⑥		「創立総会又は株主総会において、取締役及び監査役を選任していること」とありますが、SPC設立時においては、発起人の決定による取締役・監査役の選任でもよいとの理解でよろしいでしょうか。	発起設立の場合は、発起人による取締役・監査役の選任で問題ありません。
108	要求水準書 別紙9	既存水路							既存水路のコンクリート蓋の有る範囲、コンクリート蓋のない範囲をご教示いただけないでしょうか。	既存水路でコンクリート蓋のない箇所は、別紙9（図3-1-5）に記載の「管理柵」になります。
109	要求水準書 別紙9	既存水路							昭和63年度に実施された暗渠化工事の資料をご提示いただきましたが、これより下流側の資料がございましたら開示をお願いいたします。	下流側工事の竣工図はありません。
110	要求水準書 別紙9	既存水路							暗渠水路のC o n 蓋（L ≒42m）の車両耐荷重をご教示いただけないでしょうか。	質問No.48の回答を参照してください。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	第	数	数	〇数	加		
111	要求水準書 別紙11	配置及び施設構成イメージ図							工事エリア内で、伐採せず残した松から新設水泳場までの離隔距離の指定は無いものとの理解でよろしいでしょうか。	離隔距離の指定はありません。
112	要求水準書 別紙13	必要諸室及び仕様	1						本事業では、600lxまでの設置とし、テレビ映像撮影時に必要な2500lxは、本事業外で用意していただくと考えてよろしいでしょうか。	2500lxの対応も本事業範囲において常設対応するものとしてください。
113	要求水準書 別紙13	必要諸室及び仕様 (1220修正)							50mプール及び飛込兼25mプールの照度にて、テレビ映像撮影時は2500lx以上とありますが、600lx以上の対応として電源及び照明器具は県または大会主催者の負担による仮設対応という理解でよろしいでしょうか。	質問No.112の回答を参照してください。
114	要求水準書 別紙13	必要諸室及び仕様 (1220修正)							別紙13にて、観客席総数の0.5%を車椅子対応とすること、とありますが、観客席総数は1,500席を対象としてよろしいでしょうか。また、令和4年に改正されたバリアフリー法によると、200席～2,000席の観客席ではその1%+2席(1,500席×0.01+2=17席)という計算になりますが、要求水準以上を確保するという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の令和4年度改正内容は建築物移動等円滑化誘導基準の位置付けであるため、そのまま要求水準とするものではありませんが、要求水準書P.13に「バリアフリー法に基づく認定の取得は事業者の提案によるものとするが、認定取得の有無にかかわらず、誘導基準を含め、合理的な範囲において極力高水準の施設整備提案を求めるものとする。」としており、その趣旨を踏まえて提案するものとしてください。なお、車椅子対応の客席の比率を検討する際の母数は、観覧スペースを含む2,500以上の設置に対応するものとしてください。
115	要求水準書 別紙16、17、18	備品リスト							品名と型式は記載されているが、メーカー名が記載されていないため、メーカー名もご教示頂けないでしょうか。	メーカー名を提示することは考えておりません。参考として示した型式と同等以上の備品を調達するものとしてください。
116	要求水準書 別紙16、17、18	備品リスト							「※本リストの記載の有無に関わらず、提案する施設や事業に合わせて必要な什器備品を整備すること。」と注釈がありますが、このリスト内には、貴県の必須(要求水準未達となる)の什器備品は無いという理解でよろしいでしょうか。	別紙16～18記載の各種備品は、基本的には必須のものと考えています。注釈の意味は、記載外でも明らかに必要性が認められるものは、事業者において整備することを求める趣旨です。
117	要求水準書 別紙16、17、18	備品リスト							『本リストの記載の有無に関わらず、提案する施設や事業に合わせて必要な什器備品を整備すること』との記載により、什器備品の仕様と数量については、事業者提案に委ねるものと理解してよろしいでしょうか。	質問No.116の回答を参照してください。また、仕様(型式)は必須ではありませんが、同等以上の備品の整備を求めるものとします。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	第	数	数	○数	カ		
118	要求水準書 別紙21	施設利用料金	2		1	(2)	※5		コース専用利用の減額に小学校、中学校、義務教育学校等の生徒がいる場合は設定金額の10分の5を乗じるとあり、高等学校の場合は、10分の7を乗じた額とあるが、チーム内に上記が混在する場合は、どちらを適用するのでしょうか。	団体内に複数の区分が混在する場合は、団体内の多数を占める区分を適用してください。
119	要求水準書 別紙21	施設利用料金	2		1	(2)	※8		利用可能時間を超えて利用する際に施設利用料金を割り増しすることは可能でしょうか。	可能です。ただし、料金設定にあたっては、県との協議成立及び群馬県議会の議決を踏まえた県立公園条例の改正手続きが必要となります。
120	要求水準書 別紙21	自由提案事業に係る料金	2		1	(4)			「事業者が……適切に支払うこと」に関しては、「支払う」ではなく「徴収する」の誤りではないでしょうか。	自由提案事業などで水泳場等を独占利用する場合は、事業者が事業者自らに利用料を支払うこととなります。
121	要求水準書 別紙21	公園施設設置・管理許可に係る料金	3		1	(6)			事業者が自由提案事業実施のために県に支払う使用料について、例1：スポーツジムを付帯施設として整備する場合の使用料（1m2あたり1年間●●円）は、いくらご教示願います。	現公園条例に記載のない施設については、事業者提案に基づき条例改正を行う予定のため、現時点では未定です。また、質問No.95の回答を参考にしてください。
122	要求水準書 別紙21	利用料金の減免について	4		2	(1)		ア	コース専用利用団体の中に65歳以上の方が一人でもいる場合は、コース専用利用をする団体の料金が1/2になるということでしょうか。	質問No.118の回答を参照してください。
123	要求水準書 参考資料2	敷島公園施設の 利用実績及び水泳場の 大会利用実績							事業計画の算出にも影響するため、本資料内の大会において、おおよその目途でも構いませんので、今後どの程度の大会が本施設に誘致できるかお示し頂きたく存じます。また、参考資料2 敷島公園の利用実績及び水泳場の大会利用実績の中に含まれているのかお示ください（目途を示さないと、応募事業者間でも大会数の算出等にバラツキが出てしまうものと思料します）	大規模大会の開催が可能な仕様となることから、参考資料2に記載の実績のある大会に加えて、社会人・学生・高校・中学・ジュニアの全国・関東大会や全国マスターズの大会などの誘致を順次進めることが想定されますが、予定は未定です。詳細は、県や県水泳連盟等との協議となります。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第	数	数	〇数	か		
124	要求水準書 参考資料14	光熱水費の負担区分							事業者は管理者間での費用分担に応じて光熱水費を支払うとのことですが、清算時期と支払いスケジュールについて公園管理者との調整がされているのであればご教示ください。	現公園指定管理者の委託期間が令和7年3月31日までであり、次期公園指定管理者が未定であるため、調整はしていません。 なお、参考資料14に記載の公園管理者から電気および上下水使用料金の請求があったときには、請求金額を公園管理者の指定する期日までに、公園管理者の指定する方法により、公園管理者へ支払うことを想定しています。ガス契約をする場合には、清算時期と支払いスケジュールについては事業者とガス供給事業者との契約内容によります。
125	要求水準書 参考資料14	光熱水費の負担区分							現在の公園管理者が支払っている光熱水費の単価についてご教示いただけませんか。	電気：非公表 ガス：東京ガス群馬地区 業務用・工業用選択約款-3 定額基本29,700.00(円/件・月) 流量基本1,195.61(円/m3・月) 基準単位料金66.78(円/m3) 上水：前橋市水道局水道料金体系表による 下水：前橋市水道局下水道使用料体系表による
126	要求水準書 参考資料15	使用可能な工事用地（1220追加）							対象箇所②については、資材置場、搬入車両の一時待機場所として使用可としていただきましたが、一部作業員の駐車場や残土仮置き場としてもよろしいでしょうか。また代替地については事業者側での整備という事でしょうか。	対象箇所②は、利根川の河川区域となっているため、作業員の駐車場としての使用は可能ですが、残土仮置き場としては使用できません。 また、代替地の整備は事業者側で実施してください。
127	要求水準書 参考資料15	使用可能な工事用地							『現場事務所、工事車両の駐車場、資材の仮置き場、残土置き場等のために必要な作業敷地として、水泳場建設のために使用できるゾーンをお示しされていると解釈できますが、G及びHにて工事用仮設事務所としての利用は可能でしょうか。また、Pに関しては残土仮置き場としての利用は可能か。Pに関しては河川区域と推測できるが、河川協議等はどの程度行われていますでしょうか。	G,Hに仮設事務所を設置することは可能です。また、Pは残土仮置き場として使用できません。なお、河川管理者である前橋土木事務所と使用用途に関する事前協議を行っていますが、その他詳細は事業者決定後に正式な協議が必要となります。
128	要求水準書 参考資料16	R5年度競技団体等の利用スケジュール							既存施設における大会開催は示されているが、新水泳場開館における大会開催誘致については、各事業者において提案後に県水泳連盟等との協議と理解してよろしいでしょうか。	質問No.123の回答を参照してください。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第	数	数	○数	か		
129	要求水準書 参考資料16	R5年度競技団体等の 利用スケジュール (1220追加)							ランニングコストを試算する上で、プール休場日は、既存と同様に、年間清掃休場日および年末年始のみとし、GW、夏期休暇は開場することを想定してよろしいでしょうか。	供用日の考え方は、要求水準書P48（2本施設の供用日、供用時間等（1）供用日）に記載のとおりです。GW、夏期休暇は開場することを想定して構いません。
130	要求水準書 参考資料16	団体利用スケジュール							コース専用利用の現在の団体登録数ほどの程度いるのか御教授願いたい。また、その中で定期的に現在も利用している団体数ほどの程度いるのでしょうか。	団体登録は年度更新となります。R5年度登録団体は94団体で、例年85～100団体の利用があります。
131	要求水準書 参考資料17	敷島公園水泳場敷 地の浸水深データ (1220追加)	1						図内の数値の単位をご教示ください。 また、数値は現状地盤面高さ（参考資料18）からの浸水深を示しているのでしょうか。	数値の単位は「m」です。 また、数値は地盤高データ（国土地理院基盤地図情報をもとに平成28年度に作成）からの浸水深を示しています。
132	要求水準書 参考資料18	敷島公園水泳場敷 地の地盤高データ (1220追加)	1						図内の数値の単位をご教示ください。 また、数値は何かからのレベル（高さ）を示しているのでしょうか。	数値の単位は「m」です。 また、数値は標高になります。
133	落札者決定基準	入札価格の確認	3	2	2	(2)	②		「入札書に記載された入札価格が提案限度額を超えていないことを確認し、超えている場合は、失格」とありますが、入札を行ったすべての入札参加グループの入札価格が提案限度額を超えている場合に県が行うプロセスについて教えてください。	提案限度額を公表しているため、入札参加グループのすべてが提案限度額を超える入札価格を提示することは想定していませんが、仮に、そのようなことになった場合は、入札不調となります。その後の取扱いについては、別途検討します。
134	落札者決定基準	性能審査における評価項目及び配点	7	4	1				「86%以内で事業者が提案した額」とのことですが、当該部分払い部分の割合の高低が、落札者決定に影響するとの理解でよろしいでしょうか。また、具体的には、1.事業実施に関する事項の表内において、中項目「事業計画」の点数に影響するとの理解でよろしいでしょうか。	部分払い部分の割合の高低自体を評価対象とすることは想定しておりません。
135	落札者決定基準	競技力向上に資する施設	9		2		②		審査の視点のうち②は「任意提案」となっていることから、提案内容に関わらず、もしくは、たとえ提案を行わないとしても評価及び得点に影響しないと考えてよろしいでしょうか。	提案は任意ですが、評価の視点に示す提案があった場合には、加対象となります。
136	落札者決定基準	災害・緊急時の安全確保	9		2		②		災害・緊急時の安全確保に「大規模災害時（洪水時をのぞく）に周辺住民への避難等に配慮した施設計画となっているか。」と記載がありますが、想定する災害は地震、停電の2つと考えてよろしいでしょうか。	洪水時は除きますが、想定する災害としては、地震、停電の2つに限ってはおりません。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第	数	数	○数	冊		
137	様式集	リスク管理計画に関する提案書	2	1	3	(4)			様式番号3-4-5「リスク管理計画に関する提案書」に関連して、リスク分析を行う資料など（任意様式）を添付してもよろしいでしょうか。	任意様式を添付しても構いませんが、提案の評価は、所定の様式に記載された内容をもとに行います。
138	様式集	入札時の提出書類	4	1	3	(10)			提案書の図面編にも説明図、コメントを追記してよろしいでしょうか。	制限枚数の範囲内で説明図、コメントを追記することは可能です。
139	様式集	企業名の記載	5	2	2				「正本・副本とは別に、提案書に示された代表企業、構成員及び協力企業の企業名を記載した一覧表を添付すること」とありますが、添付方法は正本に綴じこむこととしてよいでしょうか。	企業名を記載した一覧表は、正本・副本とは別に、提出してください。
140	様式集	記載内容	5	2	3				「所在地等については、略さず〇丁目〇番〇号等を正確に記載すること」とありますが、企業の実績の提案等では都道府県や市町村までの記載とするなど、提案内容に応じて記載方法を入札参加グループにゆだねていただけたらと考えてよろしいでしょうか。	業務実績等については、提案内容に応じて任意であると考えて問題ありません。
141	様式集	共通事項	7	3	1				「提案書ごとに1ファイルとしたPDF形式も併せて提出すること」とありますが、P.2に記載の第1様式一覧、3入札時の提出書類の(3)～(10)ごとに提出との理解でよろしいでしょうか（たとえば、事業実施に関する提案書であれば様式3-4～3-4-5を1ファイルとする）。	3入札時の提出書類の(3)～(10)ごとに提出との理解で問題ありませんが、たとえば、(3)事業実施に関する提案書であれば様式3-4から3-4-5までではなく、3-4-6までを1ファイルとしてください。
142	様式集	様式1-3-1 競争的対話参加申込書	14						「注2 参加希望人数は10名までとして下さい」とありますが、業務が多岐にわたるとともに複数企業によるコンソーシアムとなるため、10名ではなく15名としていただけないでしょうか。	質問No.8の回答を参照してください。
143	様式集	様式3-3-6 投資計画及び資金調達計画書	62			(4)		※4	※4「出資者名及び金融機関名については具体名を記入してください。」とあり、「提出書類の作成要領」に「企業名及び企業を類推できる記載・・・は行わないこと」とありますが、本様式については具体的な企業名を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	様式3-3-6については、企業名を記載してください。
144	様式集	様式3-3-6 投資計画及び資金調達計画書	62			(4)		※8	※8「優先劣後構造を採用すること等を予定している場合、劣後借入・普通借入の別等については「その他」に記入してください」とありますが、「その他」の欄がありませんが、「備考」欄に記載すればよろしいでしょうか。	劣後借入・普通借入の別等については「備考」欄に記載してください。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第	数	数	〇数	か		
145	様式集	様式3-3-13 サービス購入料の支払予定表（サービス購入料A）	70						様式3-3-13の「サービス購入料A-1（部分払い分）」には「出来高相当分」との記載がございますが、こちらの「出来高相当分」は建設業務だけでなく、設計業務、工事監理業務等のサービス購入料A全体に係るもの、との理解で問題ありませんか。	「出来高相当分」は建設業務だけでなく、設計業務、工事監理業務等のサービス購入料A全体に係るもの、との理解で問題ありません。
146	様式集	様式3-4-5 リスク管理計画に関する提案書	79						様式番号3-4-5「リスク管理計画に関する提案書」に関して、リスク分析を行う資料など（任意様式）を添付してもよろしいでしょうか。	質問No.137の回答を参照してください。
147	基本協定書（案）	県及び本落札者の努力義務	2	3	2				要望事項が、入札説明書、要求水準書並びに質問回答から逸脱しているとは言えないまでも、提案内容からの大幅な計画変更や費用増加が見込まれる場合も除外するようご検討いただけますでしょうか。	要望事項が、提案内容からの大幅な計画変更や費用増加が見込まれる場合は、県と事業者との間で協議することを予定しております。
148	基本協定書（案）	談合防止	5	8	2				本条の違約金「入札金額の10分の1に入札時における消費税及び地方消費税の額を加えた金額に相当する金額」と第7条第6項及び第7項の違約金である「入札金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の10分の1に相当する金額」と文章が異なるのは誤記でしょうか。	第7条は本契約に至らなかった場合の違約金として、入札金額に消費税等を加えた額（契約金額に相当するもの）の10分の1に相当する額と規定したもので、第8条は入札時に関する事項であるため、入札金額に対して10分の1の違約金を課し、それに消費税等の額を加えたものとしています。
149	基本協定書（案）別表	構成員及び協力企業の本事業における役割	11						役割に「工事監理」の記載がありませんが、「工事監理」も記載するとの理解でよろしいでしょうか。	「工事監理」も記載するとの理解で問題ありません。
150	事業契約書（案）	感染症について	3	1	2	(34)		工	COVID-19とは別に新たな感染症が発生する場合等については、不可抗力として取扱い頂くものと理解してよろしいでしょうか。	新たな感染症の蔓延が不可抗力に該当するかどうかは、その蔓延状況等にもよりますので、当該感染症が発生した段階での個別判断となります。
151	事業契約書（案）	事業日程	4	4					事業契約締結日＝工事着工可能日との認識で相違ございませんでしょうか。	基本協定書（案）第9条に基づく準備行為を行った場合においても、事業契約締結日以降に県による解体設計業務の確認や解体工事の着工前業務の確認等を行った後に解体工事等に着手しますので、「契約締結日＝工事着工可能日」とはならないものと考えます。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	第	数	数	〇数	か		
152	事業契約書（案）	契約の保証	6	11	1	(3)			「本施設の設計、建設及び工事監理に係る業務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、県が確実に認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証」とありますが、前払金（地方自治法第232条の5、地方自治法施行令附則第7条、地方自治法施行規則附則第3条）の支出予定はありますでしょうか。 保証事業会社の契約保証は、前払金保証契約の特約として位置づけられているため、前払金の支出が予定されている工事等が対象となります。	前払金の支出予定はありません。なお、保証事業会社の適用要件とならない場合は、第3号を修正します。
153	事業契約書（案）	設計業務	10	21	2				「必要とされる準員」とありますが、「準員」の意味をご教示ください。	「準員」を「人員」に訂正します。
154	事業契約書（案）	本施設の設計	11	22	6				第22条第6項において、「第19条第4項又は第20条第4項の通知を受けた場合においては事業者の負担とする」とありますが、第19条については県の請求による要求水準の変更であるため、同項に基づく図書の変更その他必要な措置に要する費用は県の負担としていただけないでしょうか。	第22条第6項第2文において、事業者の責めに帰すべきことのできる事由による変更でないときは、県の費用負担としております。
155	事業契約書（案）	設計業務の遅延等	12	23	1	(1)			「引渡予定日及び供用開始日を合理的な期間だけ延期」とございますが、延期に伴い事業終了日も延期されるとの理解でよろしいでしょうか？ 第28条1項(1)、第41条5項も同様です。	引渡予定日及び供用開始日が延長された場合でも事業終了日は延長されません。
156	事業契約書（案）	本施設の建設	13	27	2				「必要とされる準員」とありますが、「準員」の意味をご教示ください。	質問No.153の回答を参照してください。
157	事業契約書（案）	本施設の建設	14	27	5				「事業者は、建設業務の現場着工までに当該保険の証券又はこれに代わるものとし県が認めたものを県に提示の上、写しを提出しなければならない。」となっていますが、保険証券の発行には保険契約締結後一定の期間を要することから、保険会社発行の「付保証明書」を保険契約締結後直ちにご提出し、保険証券は発行されしだい速やかにご提示し、写しをご提出することでよろしいでしょうか。	建設業務の現場着工までに提出してください。建設業務に係る請負契約の締結及び保険契約締結から、現場着工までには、相応の期間があるものと認識しております。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	第	数	数	〇数	冊		
158	事業契約書（案）	建設工事業務の実施に伴い第三者に及ぼした損害	21	46					「工事の施工について第三者に及ぼした損害」のうち工事の施工に伴い通常避けることができないものについては、県の負担との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第46条第1項に定めるとおり、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、県の帰責によるものを除き事業者の負担となります。
159	事業契約書（案）	事業者による本施設の竣工検査	22	47	4				「事業者は、…別紙3第2の保険に規定する種類及び内容の保険の証書の写しを添えて速やかに県に報告するものとする。」となっていますが、保険証券の発行には保険契約締結後一定の期間を要することから、保険会社発行の「付保証明書」を保険契約締結後直ちにご提出し、保険証券は発行されたい速やかにご提示し、写しをご提出することでよろしいでしょうか。	本事業の規定は、竣工検査後に提出するものですので、すでに保険証券は存在するものと認識しております。
160	事業契約書（案）	運営・維持管理業務開始の遅延による違約金	26	58					第58条において、「事業者の責めに帰すべき事由により、前条第4項に規定する運営・維持管理開始確認書の交付が供用開始日より遅延した場合には、（中略）サービス購入料Aを元本として、財務大臣決定割合で計算した額を付加した違約金を県に支払うとありますが、開業準備業務に起因するものであるため、サービス購入料Aではなく、サービス購入料Bを元本としていただけないでしょうか。	運営・維持管理業務開始の遅延は、本事業にとって重大なものと認識しておりますので、違約金に対応する元本はサービス購入料Aのままとします。
161	事業契約書（案）	管理業務の内容	27	63	1	(3)			第63条第1項第3号において、「公園条例第4条第1項に規定する行為（アマチュアスポーツ以外のスポーツに係る利用（県内に活動の拠点を置くスポーツチームによるものに限る。）に関連して行われるもの及び行為の期間が1年以上にわたる行為を除く。）の許可に関する業務」とありますが、アマチュアスポーツ以外のスポーツ（県内に活動拠点を置くスポーツチーム）とは、県外に活動拠点を置くプロスポーツチームの利用に関する許可は業務範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	県外に活動拠点を置くプロスポーツチームの利用に関する許可は業務範囲に含まれます。
162	事業契約書（案）	管理業務の内容	27	63	1	(3)			第63条第1項第3号において、「公園条例第4条第1項に規定する行為（アマチュアスポーツ以外のスポーツに係る利用（県内に活動の拠点を置くスポーツチームによるものに会議る。）に関連して行われる者及び行為の期間が1年以上にわたる行為を除く。）の許可に関する業務」とありますが、アマチュアスポーツ以外のスポーツ（プロスポーツと解釈できますが）を対象から除く理由をご教示ください。	公園条例第21条の3第3項において、指定管理者が行う業務が定められており、この条項を踏まえた内容となっております。ただし、この条項は、陸上競技場等における県内プロスポーツチームを想定した条文であり、水泳場での具体的な想定はありません。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	第	数	数	〇数	加		
163	事業契約書（案）	運営業務責任者、維持管理業務責任者等	29	68	4				「配置人員に関する名簿を事前に県に届け出なければならない」とありますが、事前にとは、業務開始前という理解でよろしいでしょうか。	業務開始前という理解で問題ありません。
164	事業契約書（案）	運営業務責任者、維持管理業務責任者等	29	68					「配置人員に関する名簿を事前に県に届け出なければならない」とありますが、事前にとは、業務開始前という理解でよろしいでしょうか。	業務開始前という理解で問題ありません。
165	事業契約書（案）	自由提案事業の収入の帰属	35	88	2				事業者は自由提案事業において、徴収した料金を委託する第三者の帰属とすることもできるとの記載がございます。これは、委託先である第三者の行う事業を自由提案事業とすることができるとの理解でよろしいでしょうか。	自由提案事業の実施主体は、あくまで事業者ですが、これを第三者に委託し、当該事業から得られる料金収入等を当該第三者の収入とすることは妨げておりません。
166	事業契約書（案）	自由提案事業	35	90	1				事業者および受託者が自由提案事業として本施設及び付帯施設を利用する場合、貴県へ支払う施設使用料等は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が自由提案事業として本施設を利用する場合や付帯施設を利用する場合には、要求水準書別紙21の1に示す（2）施設利用料金（独占）、（3）その他諸室・設備利用料金、（5）行為許可に係る料金、（6）公園施設設置・管理許可に係る料金等を支払う必要があります。なお、（2）施設利用料金（独占）及び（3）その他諸室・設備利用料金は、事業者の収入に帰属します。
167	事業契約書（案）	自由提案事業	35	90	1				自由提案事業は、自主事業と付帯事業に分けられるとのことですが、この区分は具体的にどのように判別されるのでしょうか。	要求水準書P.55～P.56に記載のとおり、自主事業は、事業者が本施設において、独立採算で実施する形態のものを指し、付帯事業は、事業者が、都市公園法による管理許可又は設置許可を得て、本施設内容の余剰面積等を活用して付帯施設を整備した上で、当該施設整備費用を含めて独立採算で実施する形態のものを指します。
168	事業契約書（案）	ネーミングライツ	36	92					第92条において、「事業者は、ネーミングライツの導入に関し要求水準書に規定する費用を負担する」とありますが、特定呼称を使用したパンフレットの作成に係る費用のみ事業者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が負担する費用の内容は、要求水準書P.57に基づき以下のもの等が挙げられます。 ・ネーミングライツの愛称の使用にあたり必要な協力 ・特定呼称を使用した広告物等の作成（年度途中で呼称が変更になった場合を除く） ・各種イベント等開催のため、本施設の使用許可をする場合における特定呼称を使用した広報等の徹底

No	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	第	数	数	〇数	加		
169	事業契約書（案）	ネーミングライツ	36	92					ネーミングライツの導入について、事業者側から提案することは可能でしょうか。	ネーミングライツの詳細については未定ですが、事業者が命名権者として応募することは可能です。PFI事業者がネーミングライツ事業者を募集、選定することは想定していません。
170	事業契約書（案）	備品の取扱い	36	94	4				第94条第4項の規定により、事業者が購入した備品の所有権が県に帰属された場合、当該備品の費用負担は県が行うのでしょうか。	所有権が県に帰属された場合でも、県が新たに費用負担することはありません。
171	事業契約書（案）	運営・維持管理業務の承継	39	103	2				「事業者が用いたマニュアル等その他資料を提供する」とありますが、事業者固有のノウハウに該当するマニュアルは、次期運営者に提供する資料からは除外していただくようお願いいたします。	次期運営者が運営・維持管理業務の円滑に履行するために必要なマニュアル等その他資料はすべて提供してください。
172	事業契約書（案）	本施設の引渡し前の解除に伴う支払い	44	114	5	(1)			「事業者の株主による劣後融資を除く。」とございますが、ご趣旨をご教示いただけますでしょうか？	事業者の株主による劣後融資は、株式と同様に取り扱います。劣後融資の金利は、シニアの融資より金利が高いため、契約解除の場合に施設整備費の残金を割賦払いする際に考慮する金利としては相応しくないという趣旨です。
173	事業契約書（案）	損害賠償、違約金等	46	116	1				事業者は「この契約が第104条…により解除されたときは、…違約金」を支払うこととされていますが、第104条第1項(5)構成員又は協力企業が基本協定書の規定に反したときには、基本協定第8条に基づき構成員・協力企業にも違約金の支払い義務が生じると考えますが、これらの違約金を事業者と構成員・協力企業が重複して支払う必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	談合防止規定違反の違約金と契約解除の違約金は、その趣旨が異なるため、「重複」ということではありません。談合があったために事業契約を解除する場合、談合防止の違約金と契約解除の違約金の双方を徴求します。
174	事業契約書（案）	不可抗力等による増加費用・損害の扱い	48	120	1	(1)			「ただし、事業者又はその他の被保険者が不可抗力等により別紙3に規定する保険の保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除するものとする。」となっていますが、保険金を事業者負担である増加費用及び損害額の1%に充当できず、増加費用および損害額が保険金を上回る場合は、1%までは常に事業者負担が発生するように読み、そうだとすると事業者が保険料を負担して保険を付保するインセンティブが極めて限られるように読めますので、保険金を事業者負担に充当できるようご検討をお願い致します。」	事業契約書（案）別紙3に規定する保険の保険料は、サービス購入料として県が支払っていますので、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除するものとしています。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	第	数	数	○数	加		
175	事業契約書（案）	不可抗力等による増加費用・損害の扱い	48	120	1	(2)			「ただし、事業者又はその他の被保険者が不可抗力等により別紙3に規定する保険の保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除するものとする。」となっていますが、ここでいう「当該保険金額相当額」とは「受領した保険金の額」という意味で保険契約上の保険金額ではないという理解でよいでしょうか。念のためご教示ください。	「当該保険金額相当額」とは「受領した保険金の額」という意味で保険契約上の保険金額ではないという理解で問題ありません。
176	事業契約書（案）	不可抗力等による増加費用・損害の扱い	48	120	1	(2)			「ただし、事業者又はその他の被保険者が不可抗力等により別紙3に規定する保険の保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除するものとする。」となっていますが、保険金を事業者負担である増加費用及び損害額の1%に充当できず、増加費用および損害額が保険金を上回る場合は、1%までは常に事業者負担が発生するように読み、そうだとすると事業者が保険料を負担して保険を付保するインセンティブが極めて限られるように読めますので、保険金を事業者負担に充当できるようご検討をお願い致します。」	質問No.174の回答を参照してください。
177	事業契約書（案）	不可抗力等による増加費用・損害の扱い	48	120	1	(3)			不可抗力等による増加費用・損害の扱いについて、不可抗力に伴い利用料収入・スポーツ教室等の収入が減った場合に減収分について補填をしていただく仕組みをご検討ください。例えば、1週間程度の短期間では補填しない。長期間に及んだ時は補填する等の扱いを是非ご検討ください。	不可抗力等に伴い利用料金収入等の減収分については、損害とはみなしませんが、不可抗力等の内容やこれに伴う県の指示内容により、事業契約書（案）別紙1「サービス購入料の構成及び支払方法」の3.(3)②「料金収入の変動に伴う改定」、事業契約書（案）第19条（県の請求による要求水準書の変更）の規定等に基づき、県と事業者間で対応を協議するものとします。
178	事業契約書（案）	不可抗力等による増加費用・損害の扱い	48	120	1	(1)(2)			実施方針のリスク分担表（案）では、インフラ供給障害については、「県および事業者の責めに帰すべき事由によるインフラ障害」の記載がありますが、「不可抗力によるインフラ供給障害」に伴う損害は、この第120条の分担に従うという理解でよろしいでしょうか。 また、「第三者によるインフラ供給障害」も不可抗力に準じるという理解よろしいでしょうか。	不可抗力によるインフラ障害については、第120条の分担に従います。 第三者によるインフラ供給障害については、テロ行為等を除き、不可抗力には該当しません。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	第	数	数	○数	か		
179	事業契約書（案）	不可抗力等による増加費用・損害の扱い	48	120	1				「ただし、事業者又はその他の被保険者が不可抗力等により別紙3に規定する保険の保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除するものとする。」となっていますが、ここでいう「当該保険金額相当額」とは「受領した保険金の額」という意味で保険契約上の保険金額ではないという理解でよいでしょうか。念のためご教示ください。	質問No.175の回答を参照してください。
180	事業契約書（案）	不可抗力等による増加費用・損害の扱い	48	120	1				不可抗力自体が予期せぬ事象のため、不可抗力による収入減等の逸失利益が発生した場合は、貴県にて補填頂くことを要望します。	質問No.177の回答を参照してください。
181	事業契約書（案）	融資団との協議	52	133					融資団が、事業者の株式に対する質権設定契約や、事業契約上の地位譲渡予約契約等を事業者との間で締結している場合、融資団の承諾なく、事業者の株式の第三者への譲渡や、事業者の事業契約上の地位の第三者への譲渡は行われないという認識でよろしいでしょうか。仮に融資団の承諾なく、県主導で譲渡が行われてしまう場合、SPCへの融資を行う金融機関の想定から大きく外れてしまいますため、金融機関の融資対応が困難となる虞がございます。	詳細については融資団との協定の内容によりますが、基本的には融資団の承諾なく、県主導で譲渡等が行われることはありません。
182	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料の構成	55		1	(2)			施設整備、開業準備、運営・維持管理など各業務ごとに想定されている金額割合を開示頂けないでしょうか。	各業務の金額割合は提示しません。
183	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料の算定及び支払方法 サービス購入料A-1（部分払い分）	56		2	(1)	①	ア	「設計・建設・工事監理に要する費用及びその他費用のうち、上記の計算に基づき事業提案書においてサービス購入料A-1（部分払い分）として提案した金額を支払う。」とありますが、様式3-3-13の「サービス購入料A-1（部分払い分）」には「出来高相当分」との記載がございます。実際にサービス購入料A-1として支払われる額は提案書に記載の金額が支払われるのでしょうか。それとも実際に出来高を算出した後に、再計算されるものなのでしょうか。	部分払い部分については、実際の出来高に基づき支払う予定としておりますので、工事工程に見合った適切な金額を提案してください。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第	数	数	○数	か		
184	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料A-3の構成	56		2	(1)	②	ア	サービス購入料A-3(割賦金利)は、借入に係る支払利息、借入に伴う金融機関事務手数料（エージェントフィー等）、及び事業者確保収益等により構成されると認識しております。金融機関から提案のあった借入利率に、上記内訳額を踏まえた利率で割賦手数料率を提案する理解でよろしいでしょうか。	割賦金利は、基準金利と提案スプレッドから構成されます。提案スプレッドの設定方法については任意ですが、別紙1の(1)サービス購入料の構成では、サービス購入料A-1及びA-2の構成される費用の内容として、融資関連手数料等を記載しております。
185	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料A-3（割賦金利）	56		2	(1)			サービス購入料のうち、A-1（部分払い部分）を「設計・建設・工事管理に要する費用及びその他費用」の86%以内で事業者が提案した額、とされた背景についてご教示いただけますでしょうか。	サービス購入料のうち、A-1については、県として86%までは支払う用意があるという意味です。
186	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料の算定及び支払方法 サービス購入料A-3（割賦金利）	57		2	(1)	②	ア	「基準金利」の欄に「入札時における基準金利の適用日は、令和6年12月1日とする。」とありますが、当該基準金利の率をお示しいただけますでしょうか。	令和5年12月1日に訂正します。 当該基準金利は、1.212%です。
187	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料の算定及び支払方法 サービス購入料A-3（割賦金利）	57		2	(1)	②	ア	「金利計算方法」の欄に「初回支払額も2回目以降の支払額と同額とすること」とありますが、計算結果、端数が生じた場合は、初回支払額で調整することは可能でしょうか。	端数が生じた場合は、初回支払額で調整してください。
188	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料A-3（割賦金利）	57		2	(1)	②	ア	(イ) サービス購入料A-3（割賦金利）の基準金利において、入札時における基準金利の適用日は、令和6年12月1日とございますが、こちらは令和5年12月1日の間違いでしょうか。こちらは様式3-3-7割賦金利提案書の基準金利に記載するために、適用日をご指定頂いているとの理解です。	令和5年12月1日に訂正します。
189	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料A-3（割賦金利）	57		2	(1)	②	ア	(イ) サービス購入料A-3（割賦金利）の金利計算方法について「初回については、引渡日の翌日から初回支払までの期間（2か月）により計算する。初回支払額も2回目以降の支払額と同額とすること。」とありますが、後半の「初回支払額は2回目以降と同額とする」の文言は削除いただけますでしょうか。本件では引渡し予定日（≒借入予定日）～第三四半期末が2か月であることから、初回を2か月として計算のご想定かと存じますが、かかる前提で元利均等返済を選択する場合、初回の元利金支払額を2回目以降と同額に設定することはシステム上困難な金融機関が一部あると認識しております。	同額となるよう、初回の元本支払額を調整してください。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第	数	数	○数	カ		
190	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料A-3（割賦金利）	57		2	(1)	②	ア	(イ) サービス購入料A-3（割賦金利）の金利計算方法について端数が生じた際には、事業者の任意にて調整する理解でよろしいでしょうか。	質問No.187の回答を参照してください。
191	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料A-3（割賦金利）	57		2	(1)	②	ア	基準金利について、TONAベース15年→10年としていただくことをご検討いただけますでしょうか。 資金調達の観点からは、10年超の長期固定金利は調達金利上昇リスクの観点から金融機関によっては提供が困難な場合があるため、「TONA10年+TONA5年(10年後に見直し)」を前提としてご検討ください。	基準金利については、TONAベース15年のままとします。
192	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料A-3（割賦金利）	57		2	(1)	②	ア	(イ) サービス購入料A-3（割賦金利）の金利計算方法について「各回の支払において、期間3ヶ月（0.25年）後取として計算する。」は例えば令和11年4-6月分の割賦金利は令和11年7月1日以降に請求書を提出し、請求書を受領された日から30日以内に事業者に支払われるというのでしょうか。また、この例で7/1以前に金額が確定していれば請求書を提出することが可能でしょうか。	「各回の支払において、期間3ヶ月（0.25年）後取として計算する。」は例えば令和11年4-6月分の割賦金利は令和11年7月1日以降に請求書を提出し、請求書を受領された日から30日以内に事業者に支払われる」との理解で問題ありません。請求書は7/1以降に、他のサービス購入料の請求書と併せて提出してください。
193	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料A-3（割賦金利）	57		2	(1)	②	ア	No.15と関連し、このようなサービス購入料を設定する背景には、SPCが実際に負担する元利払い分相当額を県にご負担いただくというコンセプトがとおりかと承知しておりますが、請求書を提出するにあたり、SPCの預金口座の写しや返済履歴証明書などの提出までは不要との理解でよろしいでしょうか。	請求書を提出するにあたり、SPCの預金口座の写しや返済履歴証明書などの提出までは不要との理解で問題ありません。
194	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料A-3（割賦金利）	57		2	(1)	②	ア	p.57 ア 表内の金利計算方法「○初回支払額も2回目以降の支払額と同額とすること」の「支払額」とは、元利金支払額のことを意味しているという理解でよろしいでしょうか。	「支払額」とは、元利金支払額のことを意味しているという理解で問題ありません。
195	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料の算定及び支払方法 サービス購入料C-1（運営業務費）	57		2	(1)	④	ア	「支払回数は62回とし、第2回から第62回は3か月分とし、各回同額とする。」とありますが、端数が発生した場合は、第62回で調整しますでしょうか。	運営業務費については、1円未満の端数がある場合は、切り捨ててください。
196	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料A-3（割賦金利）	57		2	(1)			価格提案評価の観点では、県の一時払い分の比率を最大限の86%とすることがSPC調達資金の金利負担が最小限になるため最善と考えますが、評価上のデメリット等の影響は他にございますでしょうか。	評価上のデメリットはありません。

No	資料名	タイトル	該当箇所					質問	回答	
			頁	第	数	数	○数			加
197	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料の算定及び支払方法 サービス購入料C-2（維持管理業務費）	58		2	(1)	④	ア	「支払回数は62回とし、第2回から第62回は3か月分とし、各回同額とする。」とありますが、端数が発生した場合は、第62回で調整しますでしょうか。	維持管理業務費については、1円未満の端数がある場合は、切り捨てとしてください。
198	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料の算定及び支払方法 サービス購入料C-3（修繕・更新業務費）	58		2	(1)	④	ア	「以下のとおり概ね5年ごとに区分し、それぞれの区分内における各回の支払を同額とする。」とありますが、端数が発生した場合は、各最終回で調整しますでしょうか。	修繕・更新業務費については、1円未満の端数がある場合は、切り捨てとしてください。
199	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料の算定及び支払方法 サービス購入料C-4（その他費用）	58		2	(1)	④	ア	「支払回数は62回とし、第2回から第62回は3か月分とし、各回同額とする。」とありますが、端数が発生した場合は、第62回で調整しますでしょうか。	その他費用については、1円未満の端数がある場合は、切り捨てとしてください。
200	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料の算定及び支払方法 サービス購入料D（光熱水費の対価）	58		2	(1)	⑤	ア	「支払回数は62回とし、第2回から第62回は3か月分とし、各回同額とする。」とありますが、端数が発生した場合は、第62回で調整しますでしょうか。	光熱水費については、1円未満の端数がある場合は、切り捨てとしてください。
201	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料D（光熱水費の対価）	58		2	(1)	⑤	ア	電気料金については電力自由化に伴い、様々な会社の料金が指数に反映されるため、現状においても現電気契約と物価指数の乖離の可能性があります。電気料金については国内企業物価指数ではなく、契約する電気会社の金額を指標値とすることは可能でしょうか。	国内企業物価指数のままとします。
202	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料A改定	60		3	(1)	①	ア	サービス購入料Aの改定事象が発生した場合、事業者の提案するサービス購入料A-1が増額されるとの理解でよろしいでしょうか。	別紙1に記載のとおり、サービス購入料A-1またはA-2に反映されます。
203	事業契約書（案）別紙1	対象となる費用	60		3	(1)	①	イ	備品等調達・設置業務費の改定に用いる指標をご教示願います。	備品等調達・設置業務費の改定に用いる指標について、以下の指標によりがたい場合には、県と事業者で協議の上決定することとしています。 ・建設物価（一般財団法人建設物価調査会月刊） ・建築コスト情報（一般財団法人建設物価調査会季刊） ・建築施工単価（一般財団法人経済調査会季刊）

No	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	第	数	数	○数	か		
204	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料の算定及び支払方法 サービス購入料A-1（部分払い分）及びA-2（割賦元本）の物価変動に伴う改定	60		3	(1)	①	ウ	全体スライドについて、「設計・建設期間内で設計着手日から12月を経過した後」とありますが、昨今の建設物価高騰の状況を鑑み、設計着手日ではなく入札提出書類の受付日としていただけないでしょうか。	全体スライドの算定起算時期は、「入札公告日の属する月」としてあります。ご確認ください。
205	事業契約書（案）別紙1	全体スライド（第1項～第4項）	60		3	(1)	①	ウ	「県又は事業者は、設計・建設期間内で事業締結日から12月を経過した後に」との記載がありますが、12か月ではないでしょうか。	公共工事標準請負契約約款においても、「12か月」のことを「12月」としており、これに倣っています。
206	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料A-3の改定	61		3	(1)	②		運営期間中に基準金利が大幅に上昇した場合にはサービス購入料A-3の変更が行われる、もしくは基準金利の変動に応じて定期的な見直しが行われるとの理解でよろしいでしょうか。	基準金利は本施設の引渡し予定日の2営業日前に確定し、それ以降の見直しは行いません。
207	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料B（開業準備の対価）の改定	61		3	(2)			直近、光熱水費の変動が大きいため、サービス購入料Bにおける光熱水費についても、サービス購入料C-2で定められている改定基準に則った改定を予定していただけないでしょうか。	サービス購入料Bの改定方法は、サービス購入料C-2と同様です。ご確認ください。
208	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料の算定及び支払方法 物価変動に伴う改定	61		3	(3)	①	イ	サービス購入料Cの物価改定について、県から支払われるサービス購入料Cに改定率（指数の変動率）を乗することになっておりますが、サービス購入料Cは実際の運営等業務費から料金収入を控除したもののため、すべての費用に物価変動が反映されなくなります。つきましては、料金収入控除前の運営等業務費用に改定率を乗することは可能でしょうか。	サービス購入料Cの物価改定について、料金収入控除前の運営等業務費用に改定率を乗することとします。別紙1の該当箇所を修正する予定です。
209	事業契約書（案）別紙1	令和N年度の改定方法	61		3	(3)	①	イ	「なお、令和N年度の収入実績額を基に算定した改定後のサービス購入料C-1は、令和（N+2）年度以降のサービス購入料C-1に適用する。」との記載がございますが、令和22年度、令和23年度に算定された改定額は、令和23度中までに適用される理解でよろしいでしょうか。	本事業の事業期間は令和25年度までとなりますが、令和24年度・令和25年度の収入実績額はサービス購入料Cの改定には反映されません。
210	事業契約書（案）別紙1	サービス購入料の算定及び支払方法 物価変動に伴う改定	62		3	(1)	①	ウ	C-2維持管理費の改定に使用する指標として、C-1運営業務費と同様にパート職員を多く雇用することから、群馬県最低賃金を追加していただけないでしょうか。	C-2維持管理費の改定に使用する指標は、従前どおりとし、群馬県最低賃金は追加しません。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	第	数	数	○数	か		
211	事業契約書（案） 別紙1	サービス購入料C(運営・維持管理の対価)の改定	63		3	(3)	②		料金収入の変動については、この改定の計算式によると、収入変動の事由を問わず、70%が事業者負担、30%が公共負担（年度通算で20%限度）という趣旨と推察しました。一方で、実施方針のリスク分担表では、「不可抗力による収入の変動」は、「県・事業者の両者負担」で、県の施策変更は「県の負担」、「上記以外」は「事業者負担」と分かれております。たとえば、天災等による施設損傷による長期稼働停止の場合、70%が事業者負担というのは厳しい可能性があります。ここは協議による変更があり得るという理解でよろしいでしょうか。	質問No.177の回答を参照してください。
212	事業契約書（案） 別紙1	サービス購入料D（物価変動の指標値）	64		3	(4)	①	ア	電気料金等について、『「国内企業物価指数」－電力・都市ガス・水道（物価指数統計月報・日本銀行調査統計局）の内訳指数の「電力」』との記載がありますが、全国的な指標ではなく、本件管内となる東京電力等の料金変動を反映させる指標を採用して頂くことを要望いたします。	全国的な指標のままとします。
213	事業契約書（案） 別紙1	サービス購入料の算定及び支払方法 使用量における計画と実需の乖離による改定	65		3	(4)	②	ア	光熱水費は、単価（物価）の変動と使用量の変動リスクの一部を事業者に負わせる内容となっておりますが、この場合入札時の光熱水費について使用量を恣意的に操作する等して公正な事業者選定に悪影響を及ぼすと思料します。入札価格算定用の光熱水費は全入札参加グループ同一価格としていただくか、事業期間中毎年の実績に応じて県が全額負担することはできませんでしょうか。	光熱水費の取扱いは、従前のままとします。
214	事業契約書（案） 別紙1	改定の手続き	65		3	(4)	②	イ	「提案時の各年度の使用量」について、県又は事業者から申し出があった場合、供用開始の5年後及び10年後に過去の利用実績に基づき、県と事業者との間で見直しのための協議を行うことは可能かご教示ください。	光熱水費の取扱いは、従前のままとします。
215	事業契約書（案） 別紙2	モニタリング及び減額措置等 要求水準を達成していないとされる事象	74	3	3	(2)	③	ア	運営・維持管理業務における「ア 重大な支障がある場合」に「災害時の未稼働」とありますが、不可抗力の他、災害発生原因が事業者の責任ではない場合においては、当然に罰則点付与の対象外との理解でよろしいでしょうか。	不可抗力の他、災害発生原因が事業者の責任ではない場合においては、当然に罰則点付与の対象外との理解で問題ありません。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	第	数	数	○数	か		
216	事業契約書（案） 別紙2	モニタリング及び減額措置等 要求水準を達成していないとされる事象	74	3	3	(2)	③	「要求水準を達成していないとされる事象」として具体的な事象が列挙されていますが、これらはあくまで事象者の責めに帰すべき事由により生じた事象に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	事象者の責めに帰すべき事由により生じた事象に限られるとの理解で問題ありません。	
217	事業契約書（案） 別紙2	モニタリング及び減額措置等 書類による確認	76		4	(2)	①	「各種台帳等」について、具体的に想定されている書類をご教示ください。	施設管理台帳、備品台帳を指します。	
218	事業契約書（案） 別紙3	建設期間中の保険	77		1	(1)	①	建設工事保険の保険金額が、「建設工事費（備品設置費を含む）」となっておりますが、解体撤去工事費用は、復旧する工事目的物が無いため、通常、保険金額から除かれておりますので、このような費用は除くという理解でよろしいでしょうか。	解体撤去工事に関しては復旧する工事目的物はありませんが、工事用仮設物等に生じた物的損害は想定されますので、これを見込んでください。	
219	事業契約書（案） 別紙3	建設期間中の保険	77		1	(1)	①	建設工事保険の免責金額欄が空欄となっておりますが、免責金額のご指定はなく、事業者等の提案に任せていただけるという理解でよろしいでしょうか。	免責金額の指定はありませんので、事業者の提案に任せます。	
220	事業契約書（案） 別紙3	事業者等が付保する 保険等	77		1	(1)	①②	記載の保険について、免責金額の欄が空欄ですが、免責金額は事業者の任意との理解でよろしいでしょうか。	質問No.219の回答を参照してください。	
221	事業契約書（案） 別紙3	建設期間中の保険	77		1	(1)	②	第三者賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）の免責金額欄が空欄となっておりますが、免責金額のご指定はなく、事業者等の提案に任せていただけるという理解でよろしいでしょうか。	質問No.219の回答を参照してください。	
222	事業契約書（案） 別紙3	事業者等が付保する 保険等	77					別紙3で規定された保険及び事業者が提案するそれ以外の保険の保険条件は事業者の提案に任せていただけるという理解でよろしいでしょうか。	質問No.219の回答を参照してください。	
223	事業契約書（案） 別紙3	開業準備期間中及び 運営・維持管理期間中の保険	78		2	(1)	①	保険契約者について、「事業者及び事業者から開業準備業務並びに本施設の運営・維持管理業務の委託を受けた者」となっておりますが、「事業者又は事業者から開業準備業務並びに本施設の運営・維持管理業務の委託を受けた者」になると考えてよろしいでしょうか。	「事業者又は事業者から開業準備業務並びに本施設の運営・維持管理業務の委託を受けた者」に訂正します。	

No	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	第	数	数	○数	加		
224	事業契約書（案）別紙3	開業準備期間中及び運営・維持管理期間中の保険	78		2	(1)	①		請負業者賠償責任保険の免責金額欄が空欄となっておりますが、免責金額のご指定はなく、事業者等の提案に任せていただけるという理解でよろしいでしょうか。	質問No.219の回答を参照してください。
225	事業契約書（案）別紙3	開業準備期間中及び運営・維持管理期間中の保険	78		2	(1)	①		保険期間について、「開業準備期間中の開始日を始期日とし、運営・維持管理期間の終了日を終期とする」とありますが、本施設の引渡後の保険は通常1年の保険期間となりますので、期間1年の保険契約を都度更新して付保することで宜しいでしょうか。	期間1年の保険契約を都度更新して付保することで問題ありません。
226	事業契約書（案）別紙3	開業準備期間中及び運営・維持管理期間中の保険	78		2	(1)	②		保険期間について、「開業準備期間中の開始日を始期日とし、運営・維持管理期間の終了日を終期とする」とありますが、本施設の引渡後の保険は通常1年の保険期間となりますので、期間1年の保険契約を都度更新して付保することで宜しいでしょうか。	質問No.225の回答を参照してください。
227	事業契約書（案）別紙3	事業者等が付保する保険等	78		2	(2)	①		記載の保険について、免責金額の欄が空欄ですが、免責金額は事業者の任意との理解でよろしいでしょうか。	質問No.219の回答を参照してください。
228	事業契約書（案）別紙3	開業準備期間中及び運営・維持管理期間中の保険	78		2				開業準備期間中及び運営・維持管理期間中において、貴県が本施設に関して付保する保険・共済等がございましたら、その補償内容についてご教示いただけないでしょうか。	現水泳場は公益財団法人都道府県センターの都道府県有物件災害共済事業・建物共済に加入しています。新水泳場についても運営・維持管理期間中に同共済に加入する予定ですが、詳細は未定です。
229	その他	その他							施設整備から運営・維持管理に切り替わる際に円滑な事業運営を考慮し、SPC代表企業を変更することは可能でしょうか。	PFI事業は、施設整備、運営・維持管理を、代表企業による統括マネジメントにより、長期安定的な事業運営を行うものと認識しております。このため、代表企業の変更は原則として認められません。